

令和5年度競技力強化事業実施要項

1 目 的

本県の競技力の指標である、国民体育大会常時8位以内入賞の目標を達成するためには、関係機関・団体が総力をあげて競技者発掘・育成・強化を進めていく必要がある。そこで、強化指定者及び競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニアを含む）を対象として、国民体育大会に向けた短期的・中長期的強化のための事業（練習会・遠征合宿・招聘等）に要する経費の一部を補助することにより、本県競技力の向上を図る。

2 補助対象

- ・福岡県選手強化推進実行委員会が指定する強化指定者（指導者・選手）
- ・各競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニアを含む）

3 対象事業

- 国民体育大会に向け、強化指定者が行う当年度強化事業
- 競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニアを含む）が行う中・長期的事業

4 事業対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月末日

5 補助額

実行委員会の算出基準に基づき、補助金を内示する。

補助対象経費の80%以内とする。

※用具等借上料については、事前に実行委員会事務局と協議すること。

※招聘、海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。

6 補助対象経費

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金に係る留意事項」のとおり

7 申請方法及び補助金の交付決定及び通知について

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱」のとおり

8 留意事項

- （1）年間を通し、効果的・効率的な事業（練習会や合宿等）を実施するよう計画し、事前に計画書を作成、提出し実施すること。
- （2）強化指定者の推薦は、競技団体が事前に本人及び保護者の承認を得、事業内容等について学校長宛通知すること。
- （3）強化指定者は原則として、国体エントリー数の成年種別は2倍、少年種別は3倍の人数とし、強化指定者名簿を提出すること。
- （4）競技団体等が推薦する選手（次世代ジュニアを含む）は、競技団体等の定める選考基準を満たすものとし、将来、国民体育大会県代表選手となる見込みがある者。（少年種別の参加者については、当該学年の国体エントリー対象年齢未満の選手を対象とすることができる。）
- （5）少年種別が参加する事業計画は、原則として週休日及び長期休業中とすること。
- （6）スポーツアドバイザー派遣事業を積極的に活用すること。
- （7）選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生は、神経系・調整力を高めるトレーニングを取り入れること。